答 申 第 3 8 4 号 平成25年11月22日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会 委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について (答申)

平成23年11月30日付け障技第427号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第468号

平成23年11月2日付けで異議申立人から提起された、平成23年9月28日付け障技 第309号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について 答申

第1 審査会の結論

千葉県知事(以下「実施機関」という。)の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成23年9月28日付け障技第309号で行った行政文書部分開示決定(以下「本件決定」という。)のうち、「平成23年度障害者委託訓練提案書(PC)」(以下「訓練提案書」という。)における担当者氏名の欄に記載の氏名(以下「本件不開示部分」という。)を千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第8条第2号に該当するとして不開示とした決定を取り消し、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人が有すると考えられる賃金債権、慰謝料請求権(不法行為に基づく 損害賠償請求権)および器物損壊の損害賠償請求権の履行はなされておらず、異議 申立人の財産権の侵害は未だに継続している。慰謝料請求権および器物損壊の損害 賠償請求権は、〇〇〇〇と名乗る者(以下「特定個人」という。)に直接請求が可能 な異議申立人の有する債権であると思われる。

本件不開示部分に、特定個人の本名が記載されていると推測され、上記理由から 条例第8条第2号ただし書口に該当する。

また異議申立人は、上記主張を客観的に立証する種々の資料を有しており、実施 機関が不知であるとする主張は極めて疑義の生じるものである。

千葉県情報公開審査会(以下「審査会」という。)から資料の提出などを求められた場合は、提出を検討する。

(2) 下記理由により条例第8条第2号ただし書イにも該当する。

実施機関が、〇〇〇〇(以下「特定訓練機関」という。)と締結した不適正随意

契約と詐欺と推測される行為については、マスコミなどを通じ、全国民に対し、広く知らせるべき実施機関の不祥事及び特定訓練機関の犯罪事実と考えられる。異議申立人が実施機関に送付した「請願書」に関しても実施機関は調査をせず、一連の不祥事や犯罪事実と考えられる行為を隠蔽しようとしていることは明らかであり、当該随意契約は公益性の高いものであるため、公共の福祉を害していることは明白である。

特定訓練機関の代表者と特定個人は詐欺罪の実行犯であると考えられるため、「公共の福祉を害する私人」であり、特定個人の有するプライバーシー権は、異議申立人が有する表現の自由に遥かに劣後するものである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、平成23年9月6日付けで実施機関に対し、条例第7条第1項の規定により、「PC技能習得コースの委託訓練先である特定訓練機関の所属法人名、及び法人の所在地、電話番号、及び代表者氏名、住所、電話番号等、相手先を特定するに足る書面」に関する行政文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 本件決定について

- (1) 実施機関は、企業・団体を委託先とする障害のある人を対象とした職業訓練事業を実施しており、PC技能習得コースは、この職業訓練事業のうちの1つである。PC技能習得コースに応募する企業・団体は、実施機関が定めた(様式2)訓練提案書、(様式3)「訓練科目・カリキュラム(PC)」(以下「訓練科目」という。)及び(様式4)「訓練実施施設(実施場所)案内図」(以下「案内図」という。)を提出する。
- (2) 実施機関は、本件請求の対象文書として平成23年度に特定訓練機関が実施機関に提出した訓練提案書及び案内図を特定し、本件決定(部分開示決定)を行うとともに、訓練科目を特定し、行政文書開示決定(全部開示決定)を行った。

3 不開示の理由について

訓練提案書中の「担当者氏名」「e—mailアドレス」及び案内図中の携帯電話番号を、条例第8条第2号該当(個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる

情報であるため。) として不開示とした。

「e—mailアドレス」については、担当者個人が使用するアドレスであり、携帯電話番号同様、特定の個人を識別できる情報に該当するものである。

また、同条第3号(公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの)にも該当する。当該メールアドレスは、もっぱら担当者個人が業務に使用するものであるところ、これを公にすることは、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

訓練提案書中の個人事業主の印影は、同条第3号該当(事業を営む個人の事業活動における内部管理に関する情報であるため。)として不開示とした。

4 異議申立ての理由について

異議申立人は、本件不開示部分に、特定個人の本名が記載されていると推測され、 異議申立書に記載した理由により条例第8条第2号ただし書口に該当すると主張する。

千葉県情報公開条例解釈運用基準(平成13年3月12日制定)にあるとおり、同号ただし書口の解釈は客観的に行わなければならないが、異議申立書に記載の異議申立人が縷々主張する理由の真偽については、不知である。加えて、仮に真実であるとしても公開することにより保護される利益は、これを公開しないことにより保護される利益に比して大きいものとまで言い得ないものと思料されるので、同号ただし書口の該当を認めることはできない。

第4 審査会の判断

審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件請求の対象となる行政文書等を基に審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯については、実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

- 2 本件決定の対象文書について
 - (1) 対象文書のうち訓練提案書に異議申立人が開示を求めている情報が記載されており、次に掲げる欄で構成されている。

ア 日付

- イ 提出者の「所在地」「設置者」「代表者職・氏名・印」
- ウ 「新規・継続申請の別」
- 工 「訓練実施施設名」
- 才 「訓練実施施設所在地」
- カ 「担当者氏名」
- キ「TEL・FAX番号」
- ク 「eーmailアドレス」
- ケ「訓練科目・カリキュラム」
- コ「指導体制」
- サ「訓練実績」
- (2) 本件不開示部分は、上記(1) カの欄に記録された個人の氏名であり、異議申立人は当該部分を不開示とした処分について、その取消しを求めたものである。
- 3 条例第8条第2号該当性について

本件不開示部分は、上記のとおり、個人の氏名が記載されており、条例第8条第2 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに 該当すると認められ、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にするこ とが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。

異議申立人は、異議申立人個人が有すると主張するところの財産権により、本件不開示部分は同号ただし書口に該当する旨主張するが、条例に定める開示請求権制度は、開示請求者の個別的事情によって行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではないことから、本件不開示部分は人の生命、健康、生活又は財産を保護するため誰に対しても開示することが必要である情報とは認められず、同号ただし書口には該当しない。また、同号ただし書へ及び二に該当する事情も認められない。

したがって、本件不開示部分は、条例第8条第2号に該当する。

4 条例第8条第3号該当性について

条例第8条第2号にいう「個人に関する情報」は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には何ら限定されていないから、個人にかかわりのある情報であれば、原則として、「個人に関する情報」に該当する。

しかし、同条第3号は、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報について、「個人に関する情報」とは異なる類型の情報として規定している。

このことに照らせば、法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として行う行為等、当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、法人等情報として規定されているものと解するのが相当である。

そこで、本件不開示部分について検討すると、本件不開示部分は、特定訓練機関の 代表者が提出した訓練提案書の事業の担当者として記載されているものにすぎず、そ の者の行為が当該法人等の行為そのものと認めるべき特段の事情は見当たらないこと から、同条第3号に該当する情報とは認められない。

5 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件不開示部分に係る本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年11月30日	諮問書の受理
平成24年 1月19日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年 2月29日	異議申立人の意見書の受理
平成25年 6月28日	審議
平成25年 8月 2日	審議
平成25年 9月20日	審議
平成25年10月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職業等	備考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 麿	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順:平成25年10月25日現在)